

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

令和6年度「年金出張相談所」開設日 および「国民年金保険料学生納付特例 制度」について

次の年金相談

5月9日(木)

完全予約制

■令和6年度「年金出張相談所」開設日について

出張相談は、仕事の都合やその他の事情により、年金事務所へ相談・手続きに行くことが困難である方のために、2か月に一度、役場において開設します。

年金相談では、将来受け取ることのできる年金受給見込額の試算、手続きが複雑な障害・遺族年金の請求手続きの相談、その他年金に関する各種相談などに関する相談を受け付けています。

利用にあたっては、相談者一人ひとりの相談内容に合ったものとするため、「完全予約制」となっていますので、相談を希望される場合は、開設日の1週間前までに事前に予約をお願いします。

なお、予約状況によっては、次回以降の開設日の案内となる場合があります。

【年金出張相談所開設日】

開設日		
5月9日(木)	7月11日(木)	9月5日(木)
11月7日(木)	令和7年1月16日(木)	令和7年3月6日(木)

※開設日および会場は変更になる場合がありますので、ご理解願います。

※予約の際に、本人の基礎年金番号と配偶者の基礎年金番号を確認しますので、あらかじめ用意しておいてください。

■「国民年金保険料学生納付特例制度」について

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。保険料の納付が困難なときはそのままにせず、下記のとおり手続きを行いましょう。

【手続きの方法】

- ・令和5年度の学生納付特例の承認を受けた方で、令和6年度も在学予定の方は、4月始めに再申請の用紙が日本年金機構から送付されますので、引き続き学生納付特例を希望する場合は、必要事項を記入の上、返送してください。
- ・上記以外の方(令和6年度中に20歳になる方、すでに20歳になっているが令和5年度は学生納付特例の手続きをしなかった方など)は、役場または各支所、年金事務所にて受け付けています。

【必要なもの】

- ①基礎年金番号または個人番号が分かるもの
- ②窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証など写真付き公的証明書なら1つ、保険証など写真無しのものなら2つ)
- ③学生証のコピーまたは在学証明書の原本

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課)	}	☎0138-82-8002 ※アナウンスに従いおかけください。
	・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		
役場窓口	住民生活課社会係		☎0137-62-2112
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。